平成２２年（フ）第２１５号
福井県坂井市坂井町定旨第20号18番地２
破産者　澤崎　明美
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
福井県丹生郡越前町上川去第２号29番地１
破産者　焼肉ハウスかみづきこと　月田　一見
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
福井県坂井市丸岡町長崎第４号66番地22、住民票上の住所福井市西木田１丁目13番３号
破産者　藤川也州夫
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
福井市板垣１丁目513番地２
破産者　矢部　　博
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
長野市篠ノ井布施高田224―１　パティオ五月105号、住民票上の住所長野県千曲市大字磯部906番地１
破産者　松尾　啓衛
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１２６号
長野県上田市御所388番地、開始決定時の住所長野県上田市諏訪形1161番地
破産者　小林　順弘
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１３号
長野県上田市真田町本原655番地１
破産者　目良　輝範
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５３号
長野県飯田市羽場上河原2043番地27
破産者　新井　　裕
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８４号
長野県下伊那郡高森町吉田1953番地１
破産者　杉本　　誠
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２７３号
静岡市清水区草薙杉道１丁目15番６号
破産者　石川　博章
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７７号
静岡市駿河区用宗５丁目６番33号
破産者　小柳美津枝
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２３号
名古屋市昭和区川名町２丁目11番地　萬寿荘101号
破産者　竹澤　一六
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２３号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目10番地10　ラジョーヌ401号
破産者　金光緑こと　**卨**　　緑
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４４号
名古屋市守山区森孝１丁目108番地　第一香流荘２棟206号
破産者　秋吉　教道
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４７号
名古屋市昭和区川名本町３丁目35番地　コーポ川名105号
破産者　水谷　　守
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０９号
愛知県あま市坂牧西之宮31番地　横井荘102号室、住民票上の住所名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟７―14号
破産者　近藤　利治
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６３号
名古屋市中区丸の内３丁目20番20号　チサンマンション第３丸の内708号室、住民票上の住所名古屋市東区代官町32番11号　サンツカサレジデンス２Ｆ
破産者　髙比良　淳
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６６号
愛知県春日井市弥生町１丁目135番地２　弥生マンション202号
破産者　鎌田建築こと　鎌田　芳郎
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６２号
名古屋市緑区六田２丁目50番地　コートビレッジ緑403号
破産者　森島　智美（旧姓澤田）
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部